

# Wirtschaft aktuell (経済速報)

2011年第1号 (ドイツ金属労働組合 – IG METALL)

## 原子力・エネルギー政策に対するドイツ金属労働組合 (IG Metall) の見解

日本の原発大事故を受けて、ドイツでは原子力の将来をめぐる議論が再燃している。金属労組では原子力を使用しないエネルギー供給に乗り出すとともに、持続可能なエネルギー供給のアウトラインを紹介する。

**原子力に未来はない。ドイツ政府は原子炉の運転延長を撤回すべきだ。**

日本の原発大事故を受けて、ドイツでは原子力の将来をめぐる議論が再燃している。金属労組では原子力を使用しないエネルギー供給を主張する。ドイツ国民の大半は、キリスト教民主同盟・自由民主党の連立政権により決議された原発の運転延長に反対している。

### 金属労組の要求

- ・ 2010年11月に決議された最長14年の原発運転期間延長を撤回することを求める。今回の事故を受けてメルケル首相とヴェスターヴェレ外相が発表した運転一時停止は、非常に不十分な措置である。
- ・ 2000年に当時の社民党・緑の党連立政権と電力会社各社との間で結ばれた原子力合意を、再び、2020年までの脱原発計画の基礎とすべきである。
- ・ 最も古い原子炉を即時廃止すべきである。2000年の合意に即して2010年以降運転を停止すべきだった「Neckarwestheim 1」と「Biblis A、B」各基もこれに該当する。
- ・ 原子力なしの混合エネルギー供給(Energiemix)の必要性。中期的な過渡技術としての原子力は不要である。

今年、チェルノブイリの原子力事故から25年目を迎える。チェルノブイリに限らず、1979年にはアメリカのハリスパークで、またヨーロッパにおいても原発事故が発生した。これらの事故の経験より、最高レベルの安全基準のもとにあっても原子力発電は非常に大きな危険を孕んだ技術であることが言える。どのような安全対策をもってしても、自然災害と原発障害の完全な防止は保障できない。人命に生じる危険は甚大であり、被災地は予測不能な長期間にわたって被害を受けることになる。今日堆積している放射性廃棄物も、すでに次世代への負担となっているのである。

先に政府が発表した安全性チェックは十分なものではない。モデル計算による予測があつという間に覆されてしまうことが、今回日本の大惨事の悲劇によって実証された。ドイツにおいても自然災害やテロリストの襲撃、飛行機の墜落等が起きる可能性は排除できない。人的・技術的なミスも障害を引き起こし得る。原子力は過渡的技術として適切なものではないばかりか、革新的な解決法と将来有望なエネルギー供給の改革を妨げるものである。

### 持続可能なエネルギー供給に関する、金属労組のアウトライン

有効なインフラは現代の産業社会に必須である。エネルギーはこれを支えるバックボーンのひとつである。このため、確実に機能し、環境・資源面で負担の少ないエネルギー供給というものが重要性を増している。今後のエネルギー生成・使用のためには大規模な技術革新が必要であることが明らかである。

以下に、金属労組の視点による、将来有望なエネルギー供給改革のアウトラインを示す。

## ドイツの原子力発電

原子力発電所	運転開始年	廃炉予定年 (+運転延長期間)	原発所有者	運転開始以来に 発生した報告義 務を有する事象
Brunsbüttel	1976	2012 (+ 8 年)	Vattenfall/ Eon	462
Brokdorf	1986	2019 (+14 年)	Eon/ Vattenfall	210
Unterweser	1978	2012 (+ 8 年)	Eon	337
Krümmel	1984	2019 (+14 年)	Eon/ Vattenfall	321
Emsland	1988	2020 (+14 年)	RWE/ Eon	121
Grohnde	1984	2018 (+14 年)	Eon/ SW Bielefeld	221
Grafenrheinfeld	1981	2014 (+14 年)	Eon	220
Biblis A	1974	2010 (+ 8 年)	RWE	422
Biblis B	1976	2010 (+ 8 年)	RWE	417
Neckarwestheim 1	1976	2010 (+ 8 年)	EnBW	425
Neckarwestheim 2	1988	2022 (+ 14 年)	EnBW	80
Phillipsburg 1	1979	2012 (+ 8 年)	EnBW	337
Phillipsburg 2	1984	2018 (+ 14 年)	EnBW	181
Isar 1	1977	2011 (+ 8 年)	Eon	279
Isar 2	1988	2020 (+ 14 年)	Eon	72
Gundremmingen B	1984	2015 (+ 14 年)	RWE/ Eon	112
Gundremmingen C	1984	2016 (+14 年)	RWE/ Eon	99

出典 : *Handelsblatt*

### 1. 再生可能エネルギーの強化を優先

金属労組は、持続的な環境保護を可能とする改革的対策を支持する。再生可能エネルギーは、将来における低炭素エネルギー供給を支える重要な役割を担っている。**2050年までに100%再生可能な電力供給への移行を果たすことを目標とする。**再生可能エネルギーは中心的技術となるべきであり、従来の電力会社は、これらが再生可能エネルギーの強化を支持するか否かを基準として評価されるべきである。

再生可能エネルギーは新たな中心的なエコロジー・マーケットの一例であり、将来的な経済的要因としての重要性を増している。とりわけ、ドイツが産業的な価値創造の取り組みの一環として開発を続けてきた風力および太陽光発電は、この20年間でニッチ市場から革新的産業分野へと成長を果たした。また政府は、将来再生可能エネルギー法 (EEG) とともに、再生可能エネルギー開発へのしっかりした筋を示さなければならぬ。2011年に控える同法の改正をめぐって政治的な

駆け引きがなされ、これにより、再び、先の実験運転期間延長の決定の際に見られたような電力各社のシェアの取り合いが起きるだろう。金属労組は、EEGが再生可能エネルギー強化のために引き続き効力を維持することを支持する。

## 2. 実験運転期間延長に代わる、革新的かつ高効率な発電技術の開発

今後数十年間にわたって従来の電力生成方法が使用されるだろう。改修がなされなかったために引き続き稼働している古い石炭発電所では、今日の技術で可能な方法に比べて低効率かつ環境負担の大きい方法で電力が生成されているが、このような発電所での混合エネルギー生成は持続可能なものとは言えない。

このため金属労組は、高効率の石炭およびガス発電所の新設、および発電・発熱連結設備の拡大による、抜本的な近代化を支持する。政府の実験運転延長はこれに寄与するものではなかった。それどころか、従来の発電構造をより強固なものとし、ドイツの発電所の近代化を妨げるものとなった。実験の運転延長は技術革新と投資の足かせとなる。

## 3. エネルギー効率改善が環境・雇用面にもたらす多大な効果

劇的なエネルギー効率改善と低炭素電力生成は、表裏一体の関係にある。金属労組は、政界に、自らが定めたエネルギー生産性の倍増という目標を達成するための具体的な対策を求める。たとえば、エネルギー効率基金の創設や、そして建物改修に際する節電措置への助成等である。

エネルギー効率の改善は、持続可能なエネルギー供給のための最も低コストな方法であるとともに、将来性のある雇用の創出にも繋がる。様々な調査により、業界を問わず、1~2割のエネルギーコストを削減できる経済効果が見込めることが明らかになっている。高効率エネルギー技術および製品が重要となる業界には、輸送、交通、建築技術、機械製造、設備構築、IT、エネルギー集約型工業、電産産業といった分野が挙げられる。

## 4. ネットワークおよび貯蔵技術への投資

再生可能エネルギーをさらに強化するためには、既

存のネットワークの改革、また貯蔵技術のさらなる向上が不可欠である。このため、電力ネットワークの拡大およびエネルギー貯蔵庫の新設が、持続可能なエネルギー供給改革の鍵を握る。これには、中央分散したエネルギー生成施設の供給管理による高圧送電技術の開発から、電力消費者のためのフレキシブルな計測・制御技術までが含まれる。ネットワークと貯蔵庫の拡大のためには、エネルギー生成の構造改革において大きな困難を乗り越えなければならない。

## 5. エネルギー生成における構造改革とともに、雇用重視の産業政策が求められる

エネルギー生成の改革においては、技術的問題への取り組みだけではなく、社会が一体となって改革を進める必要がある。再生可能エネルギーによって経済効果と雇用創出が期待されるが、他方で解雇や事業所閉鎖に遭う従業員に対しては、社会契約および地域の構造政策によって雇用機会を創出し、救済がなされなければならない。この構造改革は、ドイツ政府による、また欧州レベルでの積極的な雇用重視の産業政策とともに進むべきであり、その政策は地域の価値創造、およびエネルギー生成分野での雇用維持を目的としなければならない。

構造改革において従業員も現実的な見通しを持てるようにするために、新たな再生可能エネルギー分野では、高収入と良好な労働条件を重要な評価基準に定める必要がある。金属労組は、再生可能エネルギーの推進においては、現時点よりもはるかに多くの事業所で共同決定、および賃金協定に基づく支払いが実行されることを目標とする。